

民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に  
関する条約の実施に関する法律による子の返還に関す  
る事件の手續等に関する規則の改正に関する要綱案

※本要綱案において用いる略称は次のとおりである。

- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律：「ハーグ条約実施法」
- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則：「ハーグ条約実施規則」
- ・令和元年法律第2号による改正後の民事執行法：「改正民事執行法」
- ・令和元年法律第2号による改正後のハーグ条約実施法：「改正ハーグ条約実施法」

※以下の第●の記載は、「民事執行法制の見直しに関する要綱」の項目に対応するものである。

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上（改正民事執行法第197条第1項、第201条2号、第204条から第211条まで並びに第213条第1項第5号及び第6号関係）

1 開示義務者に宣誓をさせる際の説明

民事執行規則第185条第1項において、開示義務者に宣誓をさせる際に裁判長がすべき説明を、民事執行法第206条第1項第2号の規定の内容から改正民事執行法第213条第1項第6号の規定の内容に改めるものとする。

2 第三者からの情報取得手續の申立書の記載事項及び添付書類

(1) 改正民事執行法第205条第1項、第206条第1項又は第207条第1項若しくは第2項に規定する第三者からの情報取得手續の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 申立人、債務者及び情報の提供を命じられるべき第三者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

イ 申立ての理由

- ウ 登記所からの情報の取得（改正民事執行法第205条第1項）を求めるときは、情報の提供を命じられた登記所が検索すべき債務者が所有権の登記名義人である土地等（土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の所在地の範囲
- (2) (1)の申立書には、できる限り債務者の氏名又は名称の振り仮名、生年月日、性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならないものとする。
- (3) (1)の申立書（登記所又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）若しくは日本年金機構等からの情報取得手続（改正民事執行法第205条第1項又は第206条第1項）の申立書に限る。）には、申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施されたことを証する書面を添付しなければならないものとする。
- (4) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。
- 3 裁判を告知すべき者の範囲
- (1) 改正民事執行法第205条第1項、第206条第1項又は第207条第1項若しくは第2項の申立てを認容する決定は、申立人及び情報の提供を命じられた第三者に対して告知しなければならないものとする。
- (2) (1)の申立てを却下する決定は、申立人に対して告知しなければならないものとする。
- 4 情報の提供を命じられた第三者が提供すべき情報
- (1) 登記所  
改正民事執行法第205条第1項の最高裁判所規則で定める事項は、債務者が所有権の登記名義人である土地等の存否及びその土地等が存在するときは、その土地等を特定するに足りる事項とするものとする。
- (2) 市町村  
改正民事執行法第206条第1項第1号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の給与の支払をする者の存否並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）とするものとする。
- (3) 日本年金機構等  
改正民事執行法第206条第1項第2号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の報酬又は賞与の支払をする者の存否並びにその者が存在するときは、その者の氏名又は名称及び住所（その者が国である場

合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地)とするものとする。

(4) 銀行等

改正民事執行法第207条第1項第1号の最高裁判所規則で定める事項は、同号の預貯金債権の存否並びにその預貯金債権が存在するときは、その預貯金債権を取り扱う店舗並びにその預貯金債権の種別、口座番号及び額とするものとする。

(5) 振替機関等

改正民事執行法第207条第1項第2号の最高裁判所規則で定める事項は、債務者の有する振替社債等(社債、株式等の振替に関する法律第279条に規定する振替社債等であって、情報の提供を命じられた振替機関等(改正民事執行法第207条第1項第2号の振替機関等をいう。)の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。以下同じ。)の存否並びにその振替社債等が存在するときは、その振替社債等の銘柄及び額又は数とするものとする。

5 情報の提供の方法等

(1) 改正民事執行法第208条第1項の規定による情報の提供をするときは、同時に、同項の書面の写しを提出しなければならないものとする。ただし、申立人にその書面の写しを発送したときは、この限りでないものとする。

(2) 民事訴訟規則第47条第3項の規定は、改正民事執行法第208条第2項の書面の写しの送付について準用するものとする。

6 申立ての取下げの通知等

(1) 第三者からの情報取得手続の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、当該申立てを認容する決定の送達を受けた債務者及び当該決定の告知を受けた情報の提供を命じられた第三者に対して、その旨を通知しなければならないものとする。

(2) (1)の決定が情報の提供を命じられた第三者に告知された場合において、改正民事執行法211条において準用する民事執行法第39条第1項第7号若しくは第8号又は第183条第1項第6号若しくは第7号に掲げる文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立人及び当該第三者に対し、これらの文書が提出された旨及びその要旨並びにこれらの文書の提出による執行停止が効力を失うまで、当該第三者は債務者の財産に係る情報を提供してはならない旨を通知しなければならないものとする。

- (3) (1)の決定を取り消す旨の決定は、申立人、(1)の決定の送達を受けた債務者及び(1)の決定の告知を受けた情報の提供を命じられた第三者に告知しなければならないものとする。

## 第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策（改正民事執行法第65条の2、第68条の4及び第71条第5号関係）

### 1 暴力団員等に該当しないことの陳述の方式等

- (1) 不動産の買受けの申出をしようとする者（以下「買受申出人」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならないものとする。

ア 次に掲げる事項を記載し、買受申出人（その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が記名押印した陳述書

(ア) 買受申出人の氏名（振り仮名を付す。）又は名称及び住所

(イ) 買受申出人が個人であるときは、その生年月日及び性別

(ウ) 買受申出人が法人であるときは、その役員の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

(エ) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が個人であるときは、その氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

(オ) 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその役員の氏名（振り仮名を付す。）、住所、生年月日及び性別

(カ) 買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）及び自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等（改正民事執行法第65条の2第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

イ 買受申出人が個人であるときは、その住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書

ウ 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者がある場合であって、その者が個人であるときは、その住民票の写しその他その氏名、住所、生年月日及び性別を証するに足りる文書

- (2) 買受申出人は、ア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める文書の写しを提出するものとする。

ア 買受申出人が本文 3(3)の指定許認可等を受けて事業を行っている者に該当する場合	その者が指定許認可等を受けていることを証する文書
イ 自己の計算において買受申出人に買受けの申出をさせようとする者が本文 3(3)の指定許認可等を受けて事業を行っている者に該当する場合	その者が指定許認可等を受けていることを証する文書

## 2 売却決定期日の指定

- (1) 民事執行規則第 35 条第 2 項の規律を次のとおり改めるものとする。  
裁判所書記官は、民事執行法第 64 条第 4 項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、入札期日から 1 週間以内の日を指定しなければならないとされているものを、3 週間以内の日に指定しなければならないものとする。
- (2) 民事執行規則第 46 条第 2 項の規律を次のとおり改めるものとする。  
裁判所書記官は、民事執行法第 64 条第 4 項の規定により売却決定期日を指定するときは、やむを得ない事由がある場合を除き、開札期日から 1 週間以内の日を指定しなければならないとされているものを、3 週間以内の日に指定しなければならないものとする。

## 3 最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合

- (1) 改正民事執行法第 68 条の 4 第 1 項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、最高価買受申出人が、指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合とするものとする。
- (2) 改正民事執行法第 68 条の 4 第 2 項ただし書の最高裁判所規則で定める場合は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合とするものとする。
- (3) (1)及び(2)の「指定許認可等」とは、許認可等（行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。）であって、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことが法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。）において当該許認可等の要件とされているもののうち最高裁判所が指定するものをいうものとする。
- (4) (3)の指定がされたときは、最高裁判所長官は、これを官報で告示しなければならないものとする。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化（改正民事執行法第174条から第176条まで関係）

1 子の引渡しの強制執行の申立書の記載事項及び添付書類

(1) 子の引渡しの強制執行（改正民事執行法第174条第1項に規定する子の引渡しの強制執行をいう。以下同じ。）の申立書には、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（民事執行規則第21条第1号）、債務名義の表示（同条第2号）並びに求める裁判（同条第5号）のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 子の氏名

イ 改正民事執行法第174条第1項第1号に規定する方法（執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法）による子の引渡しの強制執行（以下「直接的な強制執行」という。）を求めるときは、その理由及び子の住所

(2) (1)の申立書には、執行力のある債務名義の正本のほか、改正民事執行法第174条第2項第1号に該当すること（間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき））を理由として、直接的な強制執行を求めるときは、間接強制の決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書を添付しなければならないものとする。

(3) 改正民事執行法第174条第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、直接的な強制執行を求める理由においては、同項第2号又は第3号に掲げる事由に該当する事実を具体的に記載しなければならないものとする。

2 引渡実施の申立書の記載事項及び添付書類

(1) 引渡実施（改正民事執行法第175条第1項又は第2項に規定する子の監護を解くために必要な行為をいう。以下同じ。）を求める旨の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

ア 債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所並びに債権者の生年月日

イ 債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

ウ 子の氏名、生年月日、性別及び住所

エ 債務者の住居その他債務者の占有する場所において引渡実施を求めるときは、当該場所

- オ エの場所以外の場所において引渡実施を求めるときは、当該場所、当該場所の占有者の氏名又は名称及び当該場所において引渡実施を行うことを相当とする理由並びに改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）があるときは、その旨
  - カ 改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）があるときは、その旨並びに同項の代理人の氏名及び生年月日
  - キ 引渡実施を希望する期間
- (2) (1)の申立書には、改正民事執行法第174条第1項第1号の規定による決定（直接的な強制執行の決定）の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。
- ア 債務者及び子の写真その他の執行官が引渡実施を行うべき場所においてこれらの者を識別することができる資料
  - イ 債務者及び子の生活状況に関する資料
  - ウ 第三者の同意に代わる許可があるときは、当該許可を受けたことを証する文書
  - エ 債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定があるときは、当該決定の謄本
- 3 債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可の申立ての方式等
- (1) 改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。
- ア 子の住居及びその占有者の氏名又は名称
  - イ 申立ての理由
- (2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。
- 4 債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定の申立ての方式等
- (1) 改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならないものとする。
- ア 当該代理人となるべき者の氏名及び住所
  - イ 申立ての理由

(2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

#### 5 引渡実施に関する債権者等の協力等

(1) 執行官は、引渡実施を求める申立てをした債権者に対し、引渡実施を行うべき期日の前後を問わず、債務者及び子の生活状況、引渡実施を行うべき場所の状況並びに引渡実施の実現の見込みについての情報並びに債権者及び改正民事執行法第175条第6項の代理人を識別することができる情報の提供その他の引渡実施に係る手続の円滑な進行のために必要な協力を求めることができるものとする。

(2) 子の引渡しの申立てに係る事件の係属した裁判所又は子の引渡しの強制執行をした裁判所は、引渡実施に関し、執行官に対し、当該事件又は子の引渡しの強制執行に係る事件に関する情報の提供その他の必要な協力をすることができるものとする。

(3) 子の引渡しの申立てに係る事件の係属した家庭裁判所又は高等裁判所は、(2)による協力をするに際し、必要があると認めるときは、人事訴訟法第34条第1項若しくは第2項又は家事事件手続法第58条第1項若しくは第2項（同法第93条第1項及び第258条第1項において準用する場合を含む。）の事実の調査をした家庭裁判所調査官及び同法第60条第1項（同法第93条第1項及び第258条第1項において準用する場合を含む。）の診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができるものとする。

(4) (2)及び(3)に基づく協力に際して執行官が作成し、又は取得した書類については、その閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができないものとする。

#### 6 引渡実施の終了の通知

引渡実施が終了したとき（執行官が本文7により引渡実施に係る事件を終了させた場合を除く。）は、執行官は、債務者（債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において引渡実施を行ったときは、債務者及び当該場所の占有者）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

#### 7 引渡実施の目的を達することができない場合の引渡実施に係る事件の終了

次に掲げる場合において、引渡実施の目的を達することができないときは、執行官は、引渡実施に係る事件を終了させることができるものとする。

(1) 引渡実施を行うべき場所において子に出会わないとき。



- (2) 引渡実施を行うべき場所において子に出会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。
  - (3) 債権者又はその代理人が改正民事執行法第175条第9項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがあるとき。
- 8 引渡実施に係る調書の記載事項
- (1) 民事執行規則第13条第1項及び第2項の規定は、執行官が引渡実施を行った場合について準用するものとする。
  - (2) 引渡実施を行ったときに作成すべき調書には、民事執行規則第13条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
    - ア 引渡実施を行った場所
    - イ 引渡実施を行った場所が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所であり、当該場所における引渡実施を相当と認めた場合には、その事由
    - ウ 子の表示

#### 第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し（改正民事執行法第145条第7項及び第8項並びに第155条第5項から第8項まで関係）

- 1 支払を受けていない旨の届出の方式
- (1) 改正民事執行法第155条第5項の規定による届出（支払を受けていない旨の届出）は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。
    - ア 事件の表示
    - イ 債務者及び第三債務者の氏名又は名称
    - ウ 第三債務者から支払を受けていない旨
  - (2) (1)の書面には、第三債務者から支払を受けていない理由を記載するものとする。
- 2 差押命令の取消しの予告
- 執行裁判所が改正民事執行法第155条第6項の規定により差押命令を取り消すに当たっては、裁判所書記官は、あらかじめ、差押債権者に対し、同条第4項（取立届）又は第5項（支払を受けていない旨の届出）の規定による届出をしないときは、差押命令が取り消されることとなる旨を通知するものとする。

#### 第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し（改正民事執行法第145条第4

項、第155条第2項、第159条第6項、第161条第5項及び第166条第3項関係)

#### 1 債務者に対する教示の方式等

- (1) 改正民事執行法第145条第4項の規定による教示は、書面で行なければならないものとする。
- (2) 改正民事執行法第145条第4項の最高裁判所規則で定める事項は、民事執行法第153条第1項又は第2項の規定による差押命令の取消しの申立てに係る手続の内容とするものとする。

#### 2 配当期日等の指定

民事執行規則第145条において準用される第59条第2項の規律に次の規律を加えるものとする。

- (1) 差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権（給与債権）又は同条第2項に規定する債権（退職金債権）である場合には、配当期日等は、配当等を実施すべきこととなった日又は債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過した日のいずれか遅い日から1月以内の日としなければならないものとする。
- (2) (1)の規律は、差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも1人以上）の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権（扶養義務等に係る金銭債権）が含まれているときは、適用しないものとする。

### 第6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し（改正ハーグ条約実施法第134条から第141条まで関係）

#### 1 子の返還の強制執行の申立書及び添付書類に関する規律の見直し

ハーグ条約実施規則第84条の規律の一部を次のとおり見直すものとする。

- (1) 子の返還の代替執行を求めるときの申立書の記載事項（同条第1項第3号）として、子の返還の代替執行を求める理由を追加すること。
- (2) 改正ハーグ条約実施法第136条第2号又は第3号に該当することを理由として、子の返還の代替執行を求めるときの理由においては、同条第2号又は第3号に掲げる事由に該当する事実を具体的に記載しなければならないものとする。
- (3) 間接強制の決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書を提出する必要がある場合（ハーグ条約実施規則第84条第2項第2号）

を、改正ハーグ条約実施法第136条第1号（間接強制の決定が確定した日から2週間を経過したとき等）に該当することを理由として子の返還の代替執行を求める場合に限ること。

## 2 解放実施の申立書の記載事項及び添付書類

ハーグ条約実施規則第85条の規律の一部を次のとおり見直すものとする。

- (1) 解放実施を求める旨の申立書の記載事項から、返還実施者の性別（同条第1項第3号）を削除すること。
- (2) 解放実施を求める旨の申立書の記載事項（同条第1項）として、改正ハーグ条約実施法第140条第1項においてそれぞれ準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）があるときは、その旨並びに同条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）があるときは、その旨並びに同項の代理人の氏名及び生年月日を追加すること。
- (3) 解放実施を求める旨の申立書の添付書類（ハーグ条約実施規則第85条第2項）として、改正ハーグ条約実施法第140条第1項においてそれぞれ準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）があるときは、当該許可を受けたことを証する文書及び同条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭した場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定）があるときは、当該決定の謄本を追加すること。

## 3 債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可の申立ての方式等

- (1) 改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第3項の規定による許可（第三者の同意に代わる許可）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

ア 子の住居及びその占有者の氏名又は名称

イ 申立ての理由

- (2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

## 4 債権者の代理人が出頭した場合においても解放実施を行うことができる旨の決定の申立ての方式等

- (1) 改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の規定による決定（債権者の代理人が出頭し

た場合においても引渡実施を行うことができる旨の決定)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

ア 当該代理人となるべき者の氏名及び住所

イ 申立ての理由

(2) 民事執行規則第27条の2第2項の規定は、(1)の申立書について準用するものとする。

#### 5 解放実施に関する裁判所の協力等

ハーグ条約実施規則第87条の規律の一部を次のとおり見直すものとする。

(1) 同条第3項において、解放実施に関し、執行官に対し、子の返還申立事件に関する情報の提供その他必要な協力を行うことができる裁判所として、「子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所（抗告裁判所が子の返還を命ずる終局決定をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）」とされているのを、「子の返還申立事件の係属した裁判所」とすること。

(2) 同条第4項において、同条第3項の規定による協力をするに際し、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に意見を述べさせることができる裁判所として、「子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所」とされているのを、「子の返還申立事件の係属した家庭裁判所又は高等裁判所」とすること。

(3) 同条第5項を削除すること。

#### 6 解放実施の終了の通知

解放実施が終了したとき（執行官が本文7により解放実施に係る事件を終了させた場合を除く。）は、執行官は、債務者（債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において解放実施を行ったときは、債務者及び当該場所の占有者）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

#### 7 解放実施の目的を達することができない場合の解放実施に係る事件の終了

ハーグ条約実施規則第89条の規律を次のとおり見直すものとする。

次に掲げる場合において、解放実施の目的を達することができないときは、執行官は、解放実施に係る事件を終了させることができるものとする。

(1) 解放実施を行うべき場所において子に会わないとき。

(2) 解放実施を行うべき場所において子に会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。

- (3) 返還実施者、債権者又は改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第6項の代理人が、改正ハーグ条約実施法第140条第1項において準用する改正民事執行法第175条第9項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき。

## 第7 その他

その他所要の規定を整備するものとする。